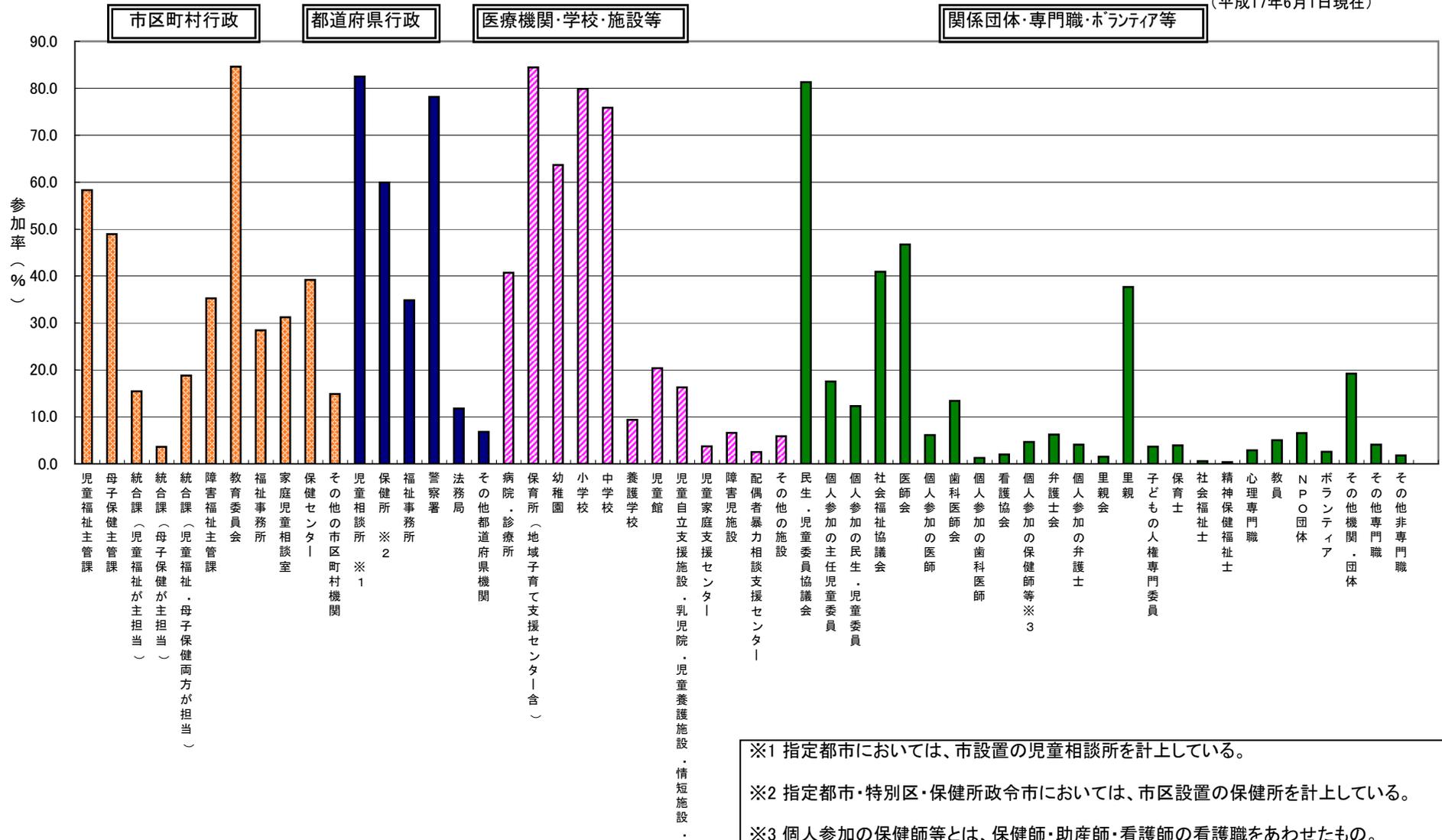


図3 要保護児童対策地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを構成する関係機関等

(平成17年6月1日現在)



※1 指定都市においては、市設置の児童相談所を計上している。  
 ※2 指定都市・特別区・保健所政令市においては、市区設置の保健所を計上している。  
 ※3 個人参加の保健師等とは、保健師・助産師・看護師の看護職をあわせたもの。